

成人の家族構成員が全員高齢者または障害者で、勤労所得がない場合の重要情報

本通知は、あなたのCalFresh（旧フードスタンプ）受給世帯の成人が全員高齢者または、障害手当を受けているために送付されました。

給付の再証明：

CalFreshを申請する場合、あなたの受給資格は一定期間「証明」されます。給付を継続して受給するためには、証明期間が終了する前に「再証明」する必要があります。

受給の継続を簡単にするため、成人の家族構成員が全員高齢者または障害者で、勤労所得（補助社会保障給付金：SSI、および社会保証金は不労所得）のない世帯では面接の必要はありません。面接を希望する場合、または郡の福祉課（CWD）で面接が必要と判断される場合を除き、面接を受ける必要はありません。世帯が受給資格のその他の条件をすべて満たす場合、最高24ヶ月間、証明される場合があります。

再証明手順：

- 「証明書期限満了の通知」を受領した場合は、それをお読みください。
- 面接を希望する場合はCWDまでお問い合わせください。面接は通常、対面面接を希望する場合を除き電話で行われます。障害があるためにその他の手配が必要な場合は、直ちにCWDまでお問い合わせください。
- 質問に回答していない場合は、面接が必要になることがあります。
- 申請書は、最後の報告書からの変更証明とともに電子メールやファクス、郵送、手渡しでCWDまで提出してください。**証明期間最終月の初日までに郡に届くようにしてください。**証明期間が終了する前に郡が申請書进行处理するためには一定の時間が必要なため、提出期限を守ることが重要です。
- 証明の入手に関して支援が必要な場合、直ちに郡までお問い合わせください。
- 最後の報告から変更がある場合、確認書類や証拠のコピーを承認または拒否通知とともに郡に提出してください。例：
 - 医療支出：処方箋、眼鏡、糖尿病用品、医者または病院までの往復交通費の領収書、障害者に介護者がいることの証明など医療支出の領収書
 - 不労所得：利子所得額や支払頻度を含む、最新の不労所得（例：補助社会保障給付金：SSI、社会保障金など）の給付交付の書類や銀行口座振り込み明細書
 - 住居費もしくは住所が記載されている正式な住居費明細書および公共料金明細書
 - 子供または成人の介護費用：養育ケアや介護費用の支払いをしたこと、または請求されたことが記載されている領収書や請求書
 - 給付に申請する新しい家族構成員：世帯に誰かが入居し、給付に申請したい場合、その方の移民法上の地位、所得、支出、社会保障番号などの証明を送付してください。